

平成25年 6 月28日 招集

平成25年門真市教育委員会第6回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第6回定例会
 平成25年6月28日（金）午後2時
 本館2階大会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第4号	臨時代理による事務処理の承認について （旧門真市立運動広場敷地の変更について）	1
第4	議案第17号	門真市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について	4
第5	議案第18号	門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について	7
第6		諸報告	15

承認第4号

臨時代理による事務処理の承認について
(旧門真市立運動広場敷地の変更について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、旧門真市立運動広場敷地の一部の変更に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

平成25年6月28日 提出

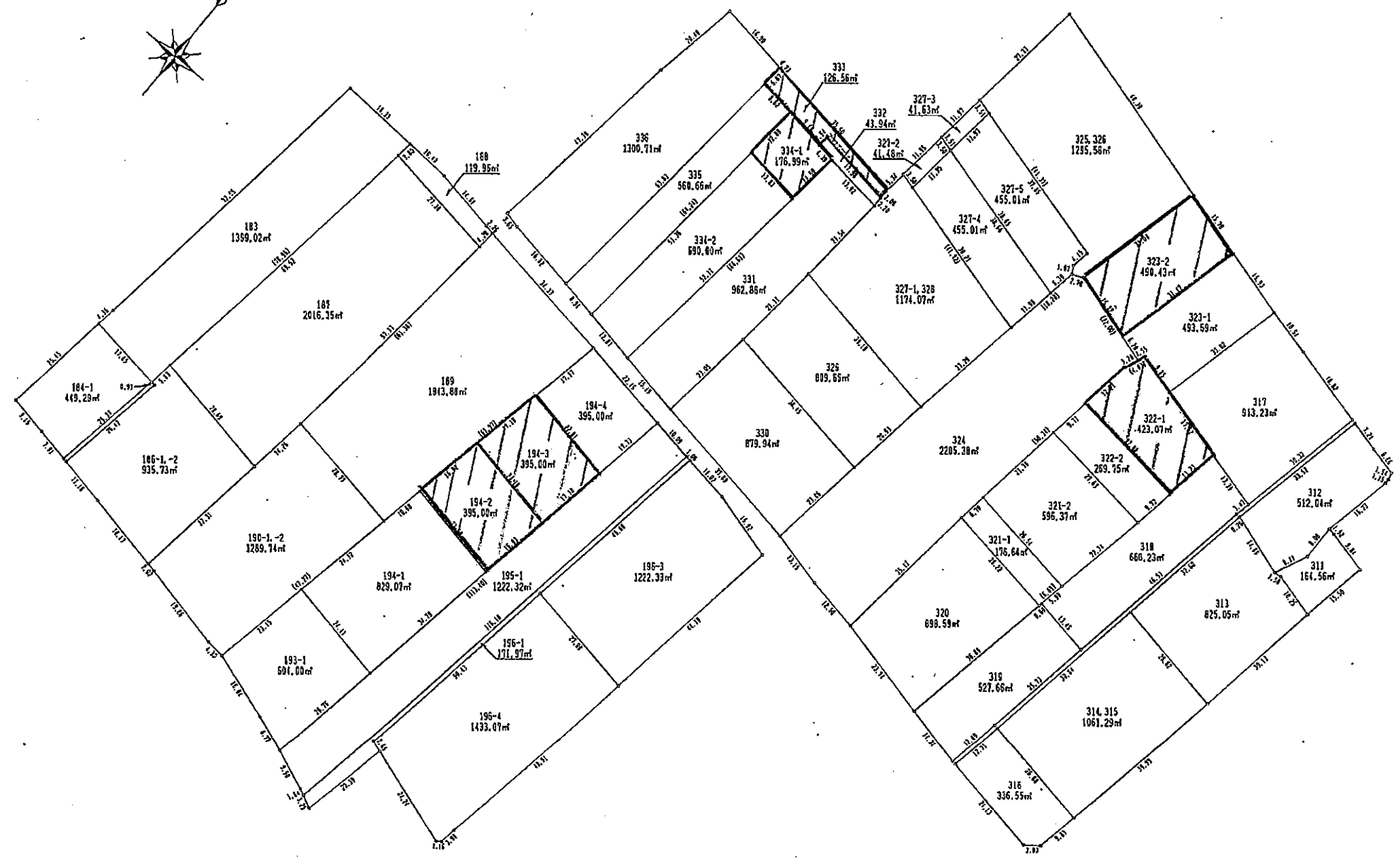
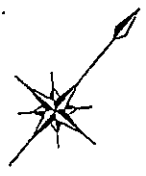
門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

敷地の変更をした教育財産

※敷地の設定

- | | |
|-------------|---|
| 1. 変更した教育財産 | 旧門真市立運動広場敷地 |
| 2. 所在地 | 門真市大字北島194-2 外5筆 |
| 3. 変更した敷地面積 | 公簿 1,961㎡ 実測 2,007.05㎡ |
| 4. 変更年月日 | 平成25年6月12日 |
| 5. 変更理由 | 門真市立運動広場の廃止に伴い、市所有の上記土地に関する用途を「社会体育施設用地」から「北島地区土地区画整理事業用地」へと変更したため。 |
| 6. 所管する課 | 都市建設部まちづくり課 |

門真市大字北島地内
参考図 S=1/800



議案第17号

門真市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について

門真市特別支援教育就学奨励費支給規則（昭和47年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年6月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定）に規定する特別支援教育就学奨励費負担金等の支給対象者の改定に伴い、本案を提出するものである。

門真市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則

門真市特別支援教育就学奨励費支給規則（昭和47年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が小学校及び中学校の特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）に<u>就学する児童又は生徒等の保護者の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の振興を図るため経済的負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することを目的とする。</u></p> <p>(支給の対象)</p> <p>第3条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子のうち<u>次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者</u>で国の定める奨励費の基準内にある者を対象とする。ただし、前条第2号及び第3号に規定する奨励費を除き、就学援助費支給規則（昭和51年門真市教育委員会規則第12号）の規定に基づき就学援助費の支給を受けている者については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>特別支援学級に入級している児童又は生徒</u></p> <p>(2) <u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当すると委員会が判断している児童又は生徒</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が小学校及び中学校の特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）への<u>就学の特殊事情にかんがみ、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の振興を図るため経済的負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することを目的とする。</u></p> <p>(支給の対象)</p> <p>第3条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子のうち<u>特別支援学級に入級している者の保護者</u>で国の定める奨励費の基準内にある者を対象とする。ただし、前条第2号及び第3号に規定する奨励費を除き、就学援助費支給規則（昭和51年門真市教育委員会規則第12号）の規定に基づき就学援助費の支給を受けている者については、この限りでない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の門真市特別支援教育就学奨励費支給規則の規定は、平成25年度分の特別支援教育就学奨励費から適用し、平成24年度分の特別支援教育就学奨励費に

については、なお従前の例による。

議案第18号

門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について

門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和53年門真市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年6月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

私立幼稚園就園奨励に係る幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）第3条第3項に規定する補助区分及び補助限度額の改定に伴い、本案を提出するものである。

門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和53年門真市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする設置者(以下「申請者」という。)は、門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて門真市教育委員会(以下「委員会」という。)が指定する日までに提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(補助金交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする設置者_____は、門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書(様式第1号)に、<u>次の各号</u>に掲げる書類を添えて門真市教育委員会(以下「委員会」という。)が指定する日までに提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p>(補助金変更交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助金の交付の決定を受けた後やむを得ない理由により、申請内容を変更するときは、門真市私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書(様式第3号)に、関係書類を添えて委員会が指定する日までに提出しなければならない。</p>	<p>_____</p>
<p>(補助金変更交付決定)</p> <p>第7条 前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、必要と認めるときは、決定を行い、門真市私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。</p>	<p>_____</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>第10条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>第11条 略</p>	<p>第9条 略</p>

改正後						改正前															
第12条 略						第10条 略															
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）															
区分	補助金の額（年額）					区分	補助金の額（年額）														
	小学校1年生から3年生までの兄弟がいない場合			小学校1年生から3年生までの兄弟がいる場合			小学校1年生から3年生までの兄弟がいない場合			小学校1年生から3年生までの兄弟がいる場合											
	1人 就園 の場合 及び 同一世帯 から 2人以上 就園 している 場合	同一世帯 から 2人以上 就園 している 場合	同一世帯 から 3人以上 就園 している 場合	1人 就園 の場合 及び 同一世帯 から 2人以上 就園 している 場合	同一世帯 から 2人以上 就園 している 場合		1人 就園 の場合 及び 同一世帯 から 2人以上 就園 している 場合	同一世帯 から 3人以上 就園 している 場合	同一世帯 から 2人以上 就園 している 場合	同一世帯 から 3人以上 就園 している 場合	1人 就園 の場合 及び 同一世帯 から 2人以上 就園 している 場合	同一世帯 から 2人以上 就園 している 場合									
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯																				
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	199,200	253,000	308,000	226,000	308,000	196,200	251,000	305,000	224,000	305,000										
3	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第3階層限度額以下の世帯	115,200	211,000	308,000	163,000	308,000	112,200	209,000	305,000	161,000	305,000										
4	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第3階層限度額を超え第4階層限度額以下の世帯	62,200	185,000	308,000	114,000	308,000	49,800	178,000	305,000	114,000	305,000										

改正後						改正前					
5	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第4階層限度額を超える世帯	—	—	308,000	—	—	—	—	—	—	—
備考						備考					
<p>1 この表において「2人以上就園等している」及び「3人以上就園等している」とは、小学校就学前の児童が次に掲げる施設へ就園し、若しくは入所し、又は<u>児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）</u>若しくは<u>医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）</u>を受けていることをいう。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 保育所（<u>児童福祉法第39条第1項の保育所をいう。</u>）</p> <p>(4) 認定子ども園（<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定子ども園をいう。</u>）</p> <p>(5) <u>情緒障害児短期治療施設通所部（児童福祉法第43条の2の情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。）</u></p>						<p>1 この表において「2人以上就園等している」及び「3人以上就園等している」とは、小学校就学前の児童が次に掲げる施設へ就園し、若しくは入所し、又は<u>児童デイサービス（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。）</u>を利用していることをいう。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 保育所（<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の保育所をいう。</u>）</p> <p>(4) 認定子ども園（<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定子ども園をいう。</u>）</p> <p>(5) <u>知的障害児通園施設（児童福祉法第43条の知的障害児通園施設をいう。）</u></p> <p>(6) <u>難聴幼児通園施設（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。）</u></p> <p>(7) <u>肢体不自由児通園施設（児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。）</u></p> <p>(8) <u>情緒障害児短期治療施設通所部（児童福祉法第43条の5の情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。）</u></p>					
2～3 略						2～3 略					
4 この表において「第3階層限度額」						—					

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

幼稚園名
設置者名
代表者名

㊟

門真市私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書

年度門真市私立幼稚園就園奨励費補助金については、年 月
日付け 第 号により交付決定を受けたところですが、変更が生じたので、関
係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 既交付決定額 | 円 |
| 2 変更交付申請額 | 円 |

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

幼稚園
設置者
代表者 様

門真市長（氏 名）印

門真市私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで交付決定をした 年度門真市私立幼稚園就園奨励費補助金については、門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第7条の規定に基づき、次のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

当初交付決定額	金	円
変更交付決定額	金	円

2 内 訳 変更申請書添付の「事業計画書」のとおり

3 この補助金を受ける設置者は、門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づいて保育料等の減免に関する補助事業を遂行するとともに補助金に関する事務も処理するものとする。

4 補助事業等に関する実績報告書の提出期限は、減免措置完了後15日以内又は委員会が指定する日のいずれか早い日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成25年度分の門真市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成24年度分の門真市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	平成25年度図書館フェアについて	秋月図書館長